

確定申告書等は、自分で正しく作成して、早めに提出しましょう

問 昭和税務署 ☎ 052-881-8171

HPを見る
記事ID 3311

お知らせ

所得税及び復興特別所得税の確定申告、贈与税の申告書の提出期限・納付期限は3月15日(水)、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出期限・納付期限は3月31日(金)です。

※確定申告が不要でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。市民税・県民税の申告については、広報1月号の18ページに掲載しています。詳しくは、税務課(56-0608)まで。

長久手市会場

1. 税理士による無料相談

対 事業所得や不動産所得などがある人(株・土地・建物などの譲渡所得や贈与税の申告がある人は受付できません)

場 JAあいち尾東長久手支店2階(岩作城の内)

時 2月16日(木)～2月28日(火)(土・日を除く)

受付時間 9:00～15:00(早めに締め切ることがあります。)

申告時間 9:30～16:00(12:00～13:00は受付のみ)

2. 市職員による受付

対 申告書A(給与・雑所得(年金を含む)・配当・一時所得)を使用して申告できる人

場 JAあいち尾東長久手支店2階(岩作城の内)

時 2月16日(木)～3月15日(水)(土・日を除く) ※3月6日(月)は開催しません。

受付時間 9:00～15:00

申告時間 9:30～16:00(12:00～13:00は受付のみ)

※作成済みの申告書の検算は行いません。

※申告書への収受印の押印はできません。

※申告期間中、市役所税務課窓口では確定申告に関する相談を受け付けていません。税務署にお問い合わせください。

※会場は大変混雑しますので、長時間お待ちいただくことがあります(番号札をお配りし、番号順にお呼びします。来場者が多数の場合は、人数を制限し、受付時間内であっても早めに締め切ることがあります)。午前中に受付をしても、来場者多数の場合は案内が午後になります。ご了承ください。

※市役所駐車場をご利用ください。

申告会場が市役所からJAあいち尾東長久手支店になりました。



※エレベーター、エスカレーターはありません。

会場についての問い合わせ先

・税務課 ☎ 56-0608

・申告会場内携帯電話

080-6783-6892

(混雑状況により出られない場合があります)

【注意】

JAあいち尾東長久手支店へのお問い合わせはご遠慮ください。

電気文化会館会場

時 2月14日(火)～3月15日(水)(土・日を除く)

9:15～17:00(受付は16:00まで)

2月19日(日)、2月26日(日)は開催します。

場 電気文化会館5階(名古屋市中区栄2丁目2番5号)

地下鉄「伏見」駅4番出口から徒歩2分)

※会場の混雑の状況により、案内を早めに終了する場合があります。

※会場は駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してください。

※上記期間は税務署では相談を行いません。

申告書の作成は国税庁ホームページで!

確定申告書等は自宅で作って、郵送で提出できます。国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すると、24時間いつでも所得税、消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書などが作成でき、プリントアウトした申告書等をそのまま郵送できます。入力したデータをもとに税額などが自動計算されますので計算ミスが無くなります。データを保存することもできます。

また、e-Tax(国税電子申告・納税システム)で申告すれば、税務署が閉まっている時間でも申告書の提出(送信)ができます。e-Taxで申告するには事前に登録、手続きが必要です。

所得税の確定申告をしなければならない人

■ 事業所得・不動産所得・一時所得(生命保険の満期金など)等がある場合

その年中の事業所得など各種所得金額の合計額が社会保険料控除など各種所得控除額の合計額を超える人

■ 給与所得がある場合

- ・その年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ・給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
- ・給与を2カ所以上から受けている人で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人

■ 年金所得がある場合

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人(ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません)。※所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

■ 譲渡所得がある場合

土地や建物などを売った時(交換を含む)は、確定申告が必要です。